

『古事記』と風猷・典教

——序文・本文のかかわりと唐律——

榎 本 福 寿

一、問題の所在

『古事記』（以下に『記』と略記する）の序文のはじめに、本文の内容について述べたごく簡単な説明がある。それを本文の要約とみるか、あるいは抜粹というかはともかく、問題は、その記述と本文とのかかわりである。

従来そのかかわりをどうみていたかを、かりに神武天皇以降の事蹟に言及した記述にそくして、まずは概観してみる。次に示した一節がその記述である。

即、覚^レ夢而敬^ニ神祇。所以称^ニ賢后。望^レ烟而撫^ニ黎元。於^レ今伝^ニ聖帝。定^レ境開^レ邦、制^ニ于近淡海。正^レ姓撰^レ氏、勅^ニ于遠飛鳥。

山田孝雄『古事記序文講義』は、この記述について「第一は崇神天皇の神祇の崇敬。第二は仁徳天皇の人民の愛撫。第三は成務天皇の国県の制定。第四は允恭天皇の氏姓の正撰。」と整理した上で、「而して主権国土国民三者の統治の実は大綱として之に尽きている。これだけのことが治国の要道である。」と説く。『講義』のこの所説に批判的な

が西郷信綱氏『古事記注釈』（第一巻）で、「この序に修辭学を越え出した部分が果たしてどれだけあるか疑わしいといわねばならない。」と指摘する。西郷氏のこの「修辭学」という見方は、宣長の「古の御々代々に聞え高き事どもをこれかれと抜出て、文饒に書るなり。」（『古事記伝』二）という説明と基本的に変りない。

一方、中西進氏「古事記序文考」（『五味智英先生古稀記念 上代文学論叢』論集上代文学第八冊・29頁）は、序文の記述と本文の内容とをのずれを次のように明確にのべる。

本文では行政項目（成務・允恭両天皇の事蹟―榎本注）に関する関心は、けつして大きくない。少くとも第一義的な興味を示してはいない。その点、序文は古事記ばなれをしていて、その忠実なダイジェストの態度とみることはできない。

「古事記ばなれ」といっても、その実態は明らかではない。多くが、そうして乖離の指摘にとどまる。太田善麿氏「古事記序文に関する考察」（『古代日本文学思潮論（Ⅱ）——古事記の考察——』76頁）も、「これらの事項（成務・允恭両天皇の事蹟―榎本注）は、序文におい

てはわざと選択されたものであり、説話的興味や印象や実感にもとづくものでないことがはっきりするであろうと思う。」とのべるだけで、「わざと選択」の内実は必ずしも明らかではない。

先学の所説では、こうして序文の記述と本文の内容との違いを指摘するのが一般的であるが、それらにしても、記述それじたいの分析に正面から取りこんでいるとはいえないのが実情ではないか。引用した一節のあとに出典をもつ文がつづき、それまでの論述をひと通りそこでまとめてもいる。重要な意味をもちながら、その内容の解明は、なおいわずつかずのままではないか。

もっとも、小稿は、序文の記述をそれだけに絞って考察するのではない。序文の記述と本文の内容とのかかわりにもっぱら関心をよせ、序文の記述を通して本文の内容を解明することの可能性を探ろうとする。そのためにも序文の記述を、次に本文の内容を取りあげて、それぞれに検討を試みる。そうした検討を通して、右の可能性を確かめ、あわせて相互のかかわりの核心にあるかえを見きわめようとするのが小稿のねらいである。

二、序文と風猷・典故

『講義』の所説にたちもどつてみるに、崇神・仁徳・成務・允恭の四天皇の事蹟を一括して「これだけのことが治国の要道である。」と断定しているが、実際は、四つをそうして括することはできない。対句をむねとする表現じたいが、崇神と仁徳との組みあわせと、成務と允恭との組みあわせとを明確に分かつ。

覺_レ夢而敬_二神祇_一。所以称_二賢后_一。
望_レ烟而撫_二黎元_一。於_レ今伝_二聖帝_一。

内容の上でも、前者が「疫病多起、人民死為_レ尽。」という困難な事態の救済をつたえるのに対して、後者もまた「於_二国中_一烟不_レ發、国皆貧窮。」という窮状を救ったとつたえ、たがいに対応する上に、それぞれ所伝の結びに、前者は「故称_二其御世_一、謂_二所知_一初国_二之御真木天皇_一也。」とたたえ、後者また「故称_二其御世_一、謂_二聖帝世_一也。」とたたえるなど、所伝の全般にわたつて相互に対応する関係にあつて、まさにこの対応にそくして序文の対句は成り立っている。

どこまでも対句を構成する二つの句の、そのあらわす事蹟相互の緊密な結びつきを単位とする。他の対句は、それ自体でまた別の単位を構成する。成務・允恭両天皇の事蹟をつたえる対句は、それだけで単位的なまとまりを構成して、先行する崇神・仁徳両天皇の事蹟を伝える対句とは一線を画す。このことは、序文の記述が、本文の内容を対句によって統一的にあらわしていることを示唆する。神武天皇と迹迹芸命についても、

番_二仁岐命_一、初_二降于高千嶺_一、
神倭天皇、經_二歷于秋津嶋_一。

新しい世界に始めて地歩を占め、それ以降その地を領治する先蹤となつたというたがいに共通する事蹟において対応する。そこに単位的なまとまりを構成しているのであつて、「国土平定をもつて遣された番仁岐命をついで、神武・崇神も国土経営、祭神という点に神話的要素が強い。仁徳は治民の伝承をもち、」(前掲中西論文29頁)などといつ

たこの対句の構成に無頓着な見方は、もとより諾うことはできない。この神武天皇と迹迹葦命に先立って、やはり対句によって「百王相統」と「万神蕃息」、すなわち天神（高天原系の神々）と地祇（出雲系の神々）との事蹟を対応させてあらわす。

もはや明らかな通り、序文の記述は、歴史をそのありのままにたえることをいさかもめざしてはいない。歴史の断片を切りとり、それらを対的に組みあわせてつらねるといふのがその方法である。対をなす二つは、内容上たがいにあい通じるだけで、歴史的な先後にひととおり従っているが、二つにとつて、その先後性は本質的な意味をもたない。序文が依拠した「進五経正義表」に、対のそのありかたも恐らくならっている。関連する箇所を次に抜きだして示す。

昔雲官司契之后、火紀建極之君、雖_レ步驟不_レ同、質文有_レ異、莫_レ不_レ開_レ茲膠序、崇_レ以_レ典墳、敦_レ稽古_レ以_レ宏_レ風、闡_レ儒雅_レ以_レ立_レ訓、啓_レ含靈之耳目、贊_レ神化之丹青。

「雲官」は黄帝（軒轅）、「火紀」は炎帝（神農）をそれぞれさす。歴史の上では、「軒轅之時、神農氏（神農の後代子孫——「索隱」の説）世衰。（中略）而諸侯咸尊_レ軒轅_レ為_レ天子_レ、代_レ神農氏_レ。是為_レ黄帝。」（『史記』卷一「五帝本紀第一」）とつたえらるとおり、神農が黄帝に先出する。「進五経正義表」は、その先後を倒逆しているが、類例に、『初学記』（巻第九「総叙帝王」）の標題に「雲名、火紀」とある。黄帝と炎帝とを、その順序で取りあわせることは、歴史とはあい容れない^①。その標題のもとに「左伝曰、黄帝以_レ雲紀。故為_レ雲師_レ而雲名。又曰、炎帝以_レ火紀。故為_レ火師_レ而火名。」という、もっぱら「雲」と「火」

との対応にそくして二つを取りあわせたに過ぎない。

「雲官」と「火紀」とにつづく、それぞれ「司契之后」と「建極之君」も、たがいに対応する。黄帝と炎帝とをそのようにあらわした例を他に見出しえないが、歴史的な所伝というより、むしろ「進五経正義表」が二帝をみるその見方をあらわしているのではないか。「司契」は、左思の「魏都賦」（『文選』巻六）に「上垂拱而司契、下縁督而自勸。」とあり、李周翰の注に「上則垂_レ衣拱手、執_レ法契_レ以_レ御_レ天下。」という天下を治める手だてをいう。「建極」にしても、『尚書』「洪範」の「皇建_レ其有極_レ」にそれはもつとき、この疏に「皇、大也。極、中也。施_レ政教、治_レ下民、当_レ使_レ大得_レ其中_レ、無_レ有_レ邪僻。」というように人々に中道を得て邪僻をなくさせたが、その拠りどころとなる中正の道をうちたてたことをいう。

黄帝と炎帝との、文献がつたえるそれぞれの事蹟のなかには、「司契」や「建極」にあたる例もなくはないが、その詮索はともかく、二つが、対応しながら、政治の個別的なありかたを異にするという点と、「進五経正義表」は、そのことにそくして二帝を取りあげておらずである。その相違を、改めてそれとして強調するのが、以下につづく「雖_レ步驟不_レ同、質文有_レ異、」である^②。「記」の序文は、このくだりをそのまま踏襲する。したがって、一見して歴史をたどっているようではあるけれども、黄帝と炎帝とを、その政治のありかたの異なりにそくして対応させているように、対句をつらね、そこに、政治のたがいに対応する異なるありかたをあらわしていることは疑いをいれない。その政治とのかかわりは、天皇の代のとりわけ時代が下るにつ

れて顯著であるが、神代の事蹟にしても、政治にちなむ例を選択的にとりあげている。

もっとも、そうして異なりを強調しておきながら、その実、異なりを越えた共通のありかたをいうことが真の目的である。それを、「進五経正義表」では「莫不_レ開_レ茲_レ膠序_レ、崇_レ以_レ典墳_レ、敦_レ稽古_レ以_レ宏_レ風、闡_レ儒雅_レ以_レ立_レ訓、啓_レ含_レ靈_レ之_レ耳目_レ、贊_レ神化_レ之_レ丹青_レ。」という。学校を開設して古典を崇び、往古をよく考えてよい風教を広める一方、儒教の正しい学を明らかにして訓えを立てるといのがその内容で、このくだりは、孔安国の「尚書序」(『文選』卷四十五)の「漢室龍興、開_レ設_レ学校_レ、旁_レ求_レ儒雅_レ、以_レ闡_レ大猷_レ。」という一節に基づき、そもそも黄帝や炎帝の事蹟をいうものではない。それを黄帝や炎帝にかけていうのは、儒教のおこりを、たとえば『史記』が「五帝本紀」を黄帝から説きはじめるように、歴史のはじまりにまでさかのぼらせようとする意図によるであろう。歴史の始源から、しかも理想の帝王のその政治のありかたの違いにもかかわらず、儒教を興隆し社会に役立ててゆく風が揺ぎなくあったという、そうした儒教の来歴と意義をかの一節は強調する。

『記』の序文の「莫不_レ稽古_レ以_レ繩_レ風猷_レ於_レ既類_レ。照_レ今_レ以_レ補_レ典教_レ於_レ欲_レ絶_レ。」がそれに効っていることは言をまたない。もっとも、日本の事蹟にそくして内容を改めていて、それだけ乖離も大きいのが、基本的には、確実にあい通じる。この世界の創成のはじめから、政治のありかたに違いはあるものの、「風猷」や「典教」をそのあるべきかたに補正する揺ぎない風があったことをいうのが、右の一節である。そ

して、天武天皇の功績や人となりをこのあと詳しくつたえるが、偉大な天皇をいうのがその目的であって、全体の論の展開の上では、それはいわば挿入句的な意味あいがつよい。右の一節には、むしろそのあとの天皇の次の詔が直接的に結びつく。

於是、天皇詔之、朕聞、諸家之所_レ賈_レ帝紀及本辭、既違_レ正実_レ、多加_レ虚偽_レ。当_レ今_レ之時_レ、不_レ改_レ其_レ失_レ、未_レ經_レ幾年_レ、其_レ旨_レ欲_レ滅_レ。斯乃_レ邦家之_レ經緯_レ、王化之_レ鴻基_レ焉。

げんに、右のなかの「既違_レ正実_レ、多加_レ虚偽_レ」とは、さきの一節の「(風猷)既類」に対応する。また同じく「未_レ經_レ幾年_レ、其_レ旨_レ欲_レ滅」は「(典教)欲_レ絶」にあたる。そして「帝紀及本辭」は、単に天皇の系譜や神話、物語などの過去の記録ではなく、「風猷」や「典教」をそのあるべき姿に補正するさまざまな営みをつたえているがゆえに、したがっていわば「風猷」や「典教」の具体をそこにつたえるがゆえに、国家の存立や人民の教化の基盤、拠りどころであったはずで、そのことをいうのが「斯乃_レ邦家之_レ經緯_レ、王化之_レ鴻基_レ焉」にはかならない。

「帝紀及本辭」の危機的状況は、こうして「風猷」や「典教」の廃絶につらなる。過去の各時代にその補正に努めた営みがつねにあったように、天武天皇も、その補正をめざす。それをあらわすのが、詔の右に引用した一節につづく「故、惟、撰_レ録_レ帝紀_レ、討_レ覈_レ旧辭_レ、削_レ偽定_レ実、欲_レ流_レ後葉_レ。」である。すでに前述の「(莫不)稽古_レ以_レ繩_レ風猷_レ於_レ既類_レ」以下に、出典とした「進五経正義表」との乖離があったが、ここにいたると、むしろ対照的ですからある。すなわち、

歴三夷險^一、其教不^レ墜、經三隆替^一、其道彌尊。斯乃邦家之基、王化之本者也。

『記』の序文は、この「進五經正義表」の「斯乃」以下を借用するだけで、「其教」や「其道」とは儒教をさすが、それを「不^レ墜」さらに「彌尊」とみなす樂觀的な見方などはもたない。「風猷」や「典教」は、「頽」「絶」の危機と背中あわせにある。危機が顕現していればもとより、きざすだけでも、それを補正しなければならぬし、現に、そしてつねに為政者のその補正の営みがあり、天武天皇の『記』の編纂も、その営みにつらなるというのが序文の主張である。

三、『記』『紀』の所伝と「内乱」

「風猷」や「典教」などの漢語をつかうだけに、序文の主張をその額面どおりうけとることに確かにためらいを禁じえないが、本文の内容とそれがかけ離れているわけでは決してない。本文の実際の例にそくして論を展開しているように、その主張は、むしろ本文がuttたえる内容の本質を、原則的な言いかたではあるけれども、的確にあらわしていることさえできる。

たとえば、『記』の冒頭にイザナキ・イザナミの国生みをめぐる所伝をつたえるが、二神がそれを「期」や「約」にしたがっておこなひ、誤って失敗したさい、天神にその原因をたずねると、天神は「因^二女先言^一而不^レ良」とさとす。一定の秩序ないし規範のもとに国生みをおこなうべきであったことを、それは如実にものがたる。国生みに恐らく限らない。ある行為には、それにふさわしい秩序や規範があ

るということ、そしてその秩序や規範が「風猷」や「典教」にかかわることを、国生みをめぐる所伝は象徴的にものがたる。

一方、下巻冒頭の、序文に「望^レ烟而撫^レ黎元^二」という仁徳天皇の所伝は、神にかわって儒教が抛りどころとなった時代の到来を明らかにし、令のそれに関連する規定や漢籍の知識がかかわる。同じようなかわりをもつ所伝は少なくない。それらの一部については、すでに稿をなしたが、所伝と「風猷」や「典教」とのかかわりかんがえる上でとりわけ注目にあたたいのが律である。

その律が何かといった点も含め、所伝と律とのかかわりの比較的明らかな例をまずは取りあげてみる。軽太子が同母妹の軽大郎女に密かに通じたという所伝が、それである。『日本書紀』（以下に『紀』と略記する）も同じ所伝をつたえるが、事件後に、夏の時節ながら「御膳羹汁、凝以作^レ氷」（允恭天皇二十四年六月条）という異変があり、天皇が卜わせたところ、卜者が「有^二内乱^一。蓋親々相^レ奸乎。」とこたえたという一節がある。「内乱」とは、日本古典文学大系『紀』の当該頭注が指摘するとおり、唐律が重大・凶悪犯罪として規定する「十惡」の一つで、条文に付したその注に「謂^二姦^一小功以上親。」という近親者間の密通をさす。軽太子と軽大郎女とは実の兄妹であるから、その密通は、確かに唐律の規定する「内乱」にあたる。

けれども、允恭天皇の時代に唐律などあるはずもなく、内容また異変や卜占にかかわるなど、その当時の事実をつたえているとは到底みなすことができない。その上、日本律は、唐律の「十惡」を、そのう

ちの一つの「内乱」を削るなどして「八虐」に改めているのである。

大宝・養老のいづれの律もそうであって、「内乱」の削除については、日本思想大系『律令』の補注(6a・八虐の沿革と構成・488頁)に

「内乱の禁ずる近親相姦も、同姓不婚の原則を持たぬ日本では、父祖妾の姦以外は八虐の中に加ええなかつたのであろう。」と説く。唐律が

「内乱」とする「姦父祖妾」を、日本律では「八虐」のなかの「不孝」の条の最後にくみ入れているが、「内乱」の削除とあわせて、こ

のことは、「十惡」の各条項や条文を、日本の実情に照らして適宜判断した上で採用していることを示唆する。この点にそくして改めてい

えば、「内乱」削除の理由について、右の補注では「同姓不婚の原則を持たぬ」という点を指摘するけれども、そもそも近親相姦を罪とする

ことが日本の実情になじまなかつたからではないか。「内乱」の条項を残せば、現実がそれを裏切り、むしろ混乱を惹起するか、もしくは規定そのものを空文と化す危険があつたのであろう。

こうして「内乱」を罪とする現実がない以上、当然といえは当然であるが、かの卜者の言が唐律の「内乱」の規定のかりものであるとい

うだけにとどまらず、『紀』の所伝したい、「内乱」の罪の重大性についての認識を全く欠いている。たとえば、「内乱」が発覚したあとに

「太子是為儲君。不_レ得_レ加_レ刑、則移_三大_二娘_三皇女於伊予。」とつたえる。「儲君」であるから刑を加えることができないという一方、相手の大

娘皇女を伊予に移したとつたえるが、「移」である以上、それは「移郷」に通じてはいても、「流」とは本質的に異なる。「内乱」を犯しながら、結局、法律上の処罰をだれもうけてはいない。日本の律が「内

乱」を削除した現実を、そこに露呈している。「内乱」を罪とする現実がないからこそ、それとは別に、允恭天皇の崩御後にあらためて

「葬礼畢之。是時、太子行_三暴_二虐_一、淫_三于_二婦女_一。」(安康天皇即位前紀)という太子の悪行をつたえることが、「国人謗_レ之、群臣不_レ從、悉隸_三穴穗皇子_一。」(同前)にはじまる太子と穴穗皇子との対立を導く上に必要だったのであろう。

『記』の所伝は、輕太子について「暴虐」や「淫」とはいわれない。「姦_三其伊呂妹輕大郎女_二而歌曰(歌略)。是以百官及天下人等、背_三輕太子_一而歸_三穴穗御子_一。」とつたえ、「姦」と、そのあとの官民こぞって

輕太子から穴穗御子に心を移したことを、因果の關係で直接結びつける。「姦」を、いわば「暴虐」や「淫」に相当するものとみなしている。それは、唐律の「内乱」についてのかんがえに明らかに通じる。

「内乱」(巻第一・6「十惡」)の条文の疏議には、この犯罪を「若有禽獸其行、朋_三淫於家_一、紊_三亂_二礼_一經。故曰_三内_二乱_一。」と説く。「紊亂礼經」とは、社会的秩序や倫理道德、さらにはその抛りどころの經そのものを損うことにほかならない。この「内乱」の犯罪としての重大

性の認識なくして、「姦」をただちに官民こぞっての離背に結びつけることなど、恐らくありえない。

そうして、さらにこの後の所伝の展開にも、唐律とのかかわりをみることが出来る。すなわち、輕太子を捕えて伊予に流したとつたえる

が、唐律は、「内乱」の刑について「諸姦(中略)姉妹(中略)者、紋」(巻第二十六・43「姦父祖妾等」)とさだめ、相手が「其無_三子者」であれば、罪一等を減じる(疏議)。輕大郎女は未婚であるから、

「姦」を犯した軽太子を、絞を一等減じて流刑に処すことになる。そのまきに唐律の規定どおり所伝は展開する。『紀』の前述のようにそれとは全く違う展開が一方にあることに照らして、その唐律の規定との一致は、偶然ではありえない。

四、序文と「進律疏議表」

『紀』の所伝は、唐律の語句をいわばかたちだけ借りているに過ぎない。対照的に、唐律の規定そのままのあらわれをみせるというのが『記』の所伝の実態である。所伝は唐律の規定にそくして成りたつてみるとみるほかないが、これには、ささやかながら裏づけがある。

すなわち、小稿は便宜にしたがって唐律というが、正しくは『唐律疏議』^⑦。これに、唐人の長孫無忌の「進律疏議表」がある。上述のとおり同じ作者の「進五經正義表」を序文は積極的に利用するが、倉野憲司氏『古事記全註釈』（第一卷序文篇8頁）は、「進律疏議表」の序文における利用を指摘し、両者のあい通じる語句を対照させている。「進五經正義表」と比べると、その類同の度合は、質量ともにはなはだ劣る。

ただ上表文の形式的尊敬語の点からみるならば進律疏議表によるといえる。それは冒頭を臣某言で始まり、中間において伏惟皇帝陛下以下に帝徳を鑽仰し、末尾を臣某、誠惶誠恐頓首頓首で結ぶ点はまったく同一である。（山田英雄氏「古事記序文について」

日本古代文化叢書『論集古事記の成立』156頁）

右のように「進律疏議表」を重視する見方もあるが、実際は、「中間

において」のくだりはむしろ「進五經正義表」による。念のため、『古事記全註釈』から該当部分を抜きだして次にしめす。（右傍の印は原文のまま）

「古事記序」伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三序育。乘二氣之正、
齊五行之序。

「進五經正義表」伏惟皇帝陛下、得一繼明通三撫運。乘三天地之正、齊日月之暉。

このほか、「冒頭」が「進律疏議表」「進五經正義表」とも同じであるから、「進律疏議表」だけに対応するのは、わずかに「末尾」だけということになる。

その「末尾」でさえ、ただそこをみるかぎりでは、「進律疏議表」によったとは決めかねるが、しかし、利用したことの明らかな記述がないわけではない。また『古事記全註釈』から抜きだしてみるに、たとえば次の例。

「古事記序」洊雷応期……握乾符二而摠二六合、得一統而包二八荒……得一光宅。

「進律疏議表」大唐握乾符二以応期、得一統而御歴……総二六合二而光宅、包二四大二以凝旒。

両者の対応は、『記』の序文が「進律疏議表」を利用することなくしてはあり得ない。そしてこの対応をもとに言えば、さきの「末尾」も、同じように序文が利用した結果とみて恐らく誤りない。

けれども、右のほかには、利用を確認できる例は、二三の断片にとどまる。「進五經正義表」の利用の積極さに及ぶべくもない。『古事記

全註釈』は、出典の語句を丁寧^ニ指摘しながら、この事実には全く関心をよせてはいない。たとえば次のようにいう。

以上によって大安万侶は古事記序を述作するに当り、大体の骨組みを長孫無忌の「進五経正義表」並びに「進律疏議表」に字ぶと共に、字句の採るべきものは採ったといふことができるのである。

二つの表の利用は、「並びに」というべきものでは決してない。もっぱら「進五経正義表」を利用しているのであって、その点では、それを手本としているといつても過言ではない。

「進律疏議表」の利用は、いわば副次的ないし補足的な程度にとどまるけれども、宣長が「凡て文選中の文を取れる処ぞいと多かる」（『古事記伝』二）という『文選』でさえ、『古事記全註釈』が指摘するその利用の状態をみるかぎり、「進律疏議表」の域をそれほど出たてはない。しかも、たとえば「東都賦」（『文選』卷一）の一節を利用したと『古事記全註釈』がみなす箇所にしても、それではなく、むしろ「進律疏議表」によるはずであるが、これを除けば、序文が利用した『文選』とは、『古事記全註釈』が指摘するのは「三月三日曲水詩序」（王元長）、「三月三日曲水詩序」（顔延年）、「東方朔画賛并序」（『記』の利用はその「序」）、「尚書序」、「春秋左氏伝序」、「薦禰衡表」などで、ほとんど序や表が占める。序文につかうというその用途にあわせて、それにふさわしい表現の素材を集中的かつ選択的に利用していたということ、「進律疏議表」の利用も、これと軌を一にするであらう。

恐らく『文選』を熟知していて、それが右のような意図的な利用になつたのではないか。「進律疏議表」にしても、ただに「進五経正義表」と同じ長孫無忌の作というだけ、その利用を促したとは、到底みなしがたい。『文選』と同じように、『唐律疏議』のその文献としてもつ重要性ゆえに、その表であるから、利用すべくして利用したというのが実情ではなかったか。もとより、『唐律疏議』それ自体についての知識なくしてそれはありえない。

五、「己君」に対する犯罪、その一

序文が「進律疏議表」を利用している以上、唐律の規定にそくして成り立つ所伝があつてもならぬ不自然ではないし、げんに、そうした成り立ちを、前述のとおり軽太子の「姦」をめぐる所伝にみることもできる。序文と所伝とは、それぞれそのあらわす内容とおおして、唐律の利用をたがいに補完的に裏づける。所伝にそくしていえば、具体的には、「風獣」や「典教」にかかわるといふ、序文が説くまさにその通りの内容をあらわしているということにはかならない。

勿論、類例は少なくない。たとえば、仁徳天皇条につたえる石の日売をめぐる所伝には、「給死刑也」という一節がある。「死刑」は律の用語で、石の日売が大槌連の罪を責めたあとの、連に加えた処罰をあらわす。それだけでも唐律とかかわるが、所伝の内容また、唐律の規定に明らかに通じる。

まずは石の日売が責める大槌連の罪であるが、それに至る経緯のあらましをいへば、仁徳天皇が女鳥王を宮中に召しいれるため速総別王

を遣わすと、女鳥王はその意向を拒んだ上に速総別王と結婚する。さらに、夫となった速総別王に天皇の殺害を勧めた。これを知った天皇は、ただちに追討の軍を興して二人を殺させる。二人は逃亡のはてに殺されるが、そのさい、將軍の大楯連は「取下其女鳥王所纏御手之玉釧而與己妻」という行為におよぶ。大楯連の罪とは、この行為をさす。そして石の日売は、これについて次のように責める。

夫之奴乎、所纏己君之御手玉釧、於膚燼剝、持來即與己妻。

傍線部をわざわざ言いそえたのであるが、二つともに、罪を格段に重くする極めて重要な意味をもつ。

「己君」については、それを付加することによって、ただの物盗りから、主君に対する犯罪に一変する。唐律では、「己君」にあたるのは「本属府主」で、「府主者、依令、職事官五品以上、帶勳官三品以上、得親事・帳内、於其所事之主、名為府主。国官・邑官、於其所属之主、亦与府主同。」(卷第一・6「十惡」の「九不義」の疏議)と規定する。この「府主」に対する犯罪を厳しく処罰するのが唐律の原則である。たとえば「府主」を殺せば、「十惡」の「不義」にあたる。「殴」で徒三年、「傷」で流二千里、「折傷」では絞に処せられる(以上、卷第二十一・312「殴制使府主刺史県令」)。これを一般人に対する場合と比べてみるに、たとえば「折齒」では、「府主」に対してそれをおこなえば絞、一般人に対してであれば、「諸闘殴人、折齒」は徒一年(同前・303「闘殴折齒毀耳鼻」)、また「不因闘、故殴傷人」でも、たかだか「加闘殴傷罪一等」(同前・306「闘

殴殺人」というように罪一等を加えるだけに過ぎない。「府主」に対する犯罪については、こうして特別に重大・凶悪なもののみならず唐律の原則であって、大楯連の「己君」に対する犯罪を厳しく責める石の日売のかんがえは、その原則に確実にあてはまる。

もう一つは「於膚燼剝」であるが、女鳥王のおぬくもりの残る体から無理やり奪取したことをいう。ぬくもりの残るとは、死屍になりきる以前の状態をさす。その状態では、女鳥王はいまだいわばなま身に準じる体をもち、したがって「己君」にくわえた犯罪の実質を備えていることを意味するであろう。

唐律でも、死屍になりきっているか否かは、罪の構成を大きく左右する。たとえば「支解」(卷第十七・259「殺一家三人支解人」)のばあい、身体をばらばらにするというのがその内容であり、犯行に及んだ時点によって、それにあたるか否かが決まる。疏議には、次のように規定する。

或殺時即支解、或先支解而後殺、皆同支解、並入不道。若殺訖、絶時後更支解者、非。

殺すと同時にばらばらにしても、ばらばらにした直後に殺しても、どちらでも「十惡」の「不道」にあたる。しかし殺し終えて、そのあと時を隔ててばらばらにした場合は、「支解」とはならない。死屍になりきっているからで、その場合は、別に「残害死屍」(卷第十八・266「残害死屍」。注に「謂煖燒・支解之類」とある)にあたる。勿論、こちらのほうが罪は格段に軽い(同前「減闘殺罪一等」)。死屍になりきっていれば、もはや人ではなく、それにくわえた犯罪も人間性に

もとの悪質なものとはみなさないというのが唐律のかんがえにはかならない。

「於_三膚燼_二剗」という以上、死屍では勿論ない。前述のとおり、「己君」にくわえた犯罪の実質をなお備えていることをあらわすが、補足していえば、死屍と否とで、右の「支解」のように犯罪の質が決定的に違うという認識に、明らかにそれはもとづく。一方、その犯罪じたい、はじめから玉釧の強奪をねらって殺したというのではなく、天皇の命をうけた誅殺に付随する関係上、殺したあと時間を経て、死屍になりきった状態で発生したとみる余地をたぶんに残す。その場合、大槓連の犯罪は「己君」に対する実質をもちえない。所伝の展開上おのずから予想されるそうした可能性を積極的にうち消すこと、かの一節を付加したそれが理由ではないか。

「己君」と「於_三膚燼_二剗」とは、右のように分ちがたくかわる。玉釧を盗ったというただそれだけのことも、その二つのかかわりにおいて重大・凶悪な犯罪となり、石の日売の「給_三死刑_二也」という処罰におのずから結びつく。唐律の知識なしには、恐らくそのかわりはない。 「己君」に対する犯罪としてかたちづくる上に、唐律の規定を抛りどころにして、それとのかかわりにおいて「死刑」の語を、これまた唐律にかりて使ったのではないか。

ところで、「己君」「於_三膚燼_二剗」「給_三死刑_二也」といった一連の語句を、『紀』の所伝は一つとして伝えていない。筋立ての基本を同じくするだけに、不審といえは不審であるが、そのことは恐らく所伝の成り立ちにかかわる。いま『紀』の所伝の筋のあらましをかいつまん

でいえば、天皇が雌鳥皇女を妃とするため準別皇子を媒として遣わしたところ、準別皇子は皇女と密通し、皇子の舎人らが天皇の殺害をはめかす歌をうたう。天皇は、この歌を聞いて怒り、準別皇子を殺そうとして、雄卿と阿俄能胡とを遣わし、雌鳥皇女をつれて逃げる皇子を殺させる。このさい、『記』の所伝の石の日売の立場にたつ八田皇后が、誅殺にあたって雌鳥皇女の身につける物を奪うことのないよう要請する。天皇は、この要請にしたがい、わざわざ「莫_レ取_三皇女所_レ齋之足玉手玉_二（仁徳天皇四十年二月条）」と命じる。雄卿らは、準別皇子らを殺し、皇女の裳中から玉を得る。こののち、玉を奪ったことが発覚し、皇后は有司に命じて阿俄能胡にその玉を得たゆくてを問わせるが、わずかに「誅_三皇女_二之日、探而取_レ之」（同前・是歳条）と答えるにすぎない。この直後に「即將_レ殺_三阿俄能胡_二」とあり、皇女から玉を奪ったことに対する処罰の意味をそれはもつ。

もっとも、ここに至る以前に、わざわざ皇后が皇女の身につける物を奪わないよう要請し、その要請を納れて天皇も特に命じていることに因み、そうした皇后の気持ちを逆なでしたことが、また天皇の命に背いたことなども処罰の理由として挙げうるが、所伝じたいは、それら結びつけてはいない。それどころか、皇后の要請には、玉の奪取を事前に見こしているといった不自然な点があり、そのありかたも、付加的というほかない。推測の限りでしかないが、もとは皇后の要請をめぐるくだりなどなく、そのものかたちを、ほかならぬ阿俄能胡の「誅_三皇女_二之日、探而取_レ之」という答えがとどめているのではない。皇后の要請とのかかわりなど、それは一切もってはいない。

『記』の所伝から、唐律の規定にもとづくのみならず「己君」「於庸熅剝」をとり払えば、右に推測した『紀』の所伝のものかたちにくくと近づく。所伝の展開の基本的な点にかぎれば、彼此ほぼ一致する。偶然の可能性も否めないが、「己君」や「於庸熅剝」が唐律の規定と前述のとおり分ちがたくかわる以上、やはりそれを後の付加とみなすほかない。「給死刑也」とあわせ、唐律にそくして、大楯連の行為を「己君」に対する犯罪とした上で、臣下の道義にそむくその罪を厳しく処罰する点を強調すべく、所伝を改めたに相違ない。

六、「己君」に対する犯罪、その二

『記』には、「己君」に対する犯罪をつたえる所伝がもう一例ある。履中天皇条の所伝で、天皇の殺害をはかった墨江中王を、その王との共謀を天皇に疑われた水齒別命が、疑いをはらすべく、王に近習する隼人の曾婆訶理をそそのかして殺させるというのがその内容である。所伝は、しかしその墨江中王を殺して終るのではなく、殺したあとの曾婆訶理の処遇をめぐって、それにむしる重点をおきながらさらに展開する。

曾婆訶理の主君殺しには、その殺しを水齒別命がそそのかすなかで、殺しとひきかえに大臣にとりたてると約束していたという経緯がある。約束を守れば、主君殺しの大罪を犯した曾婆訶理を大臣としなければならぬ。この矛盾に悩んだ末に、水齒別命が導きだした解決策をつたえるのが次の一節である。

(水齒別命) 以為、曾婆訶理、為吾雖有三大功、既殺己君、是

不義。然不賽其功、可謂無信。既行其信、還惶其情。故、雖報其功、滅其正身。

右の傍線部が曾婆訶理の犯罪をあらわす。「己君」とは墨江中王をさすが、注目すべきは、この一節にさきだつくだりでは、墨江中王にそくしていずれも「然者殺汝王也」「曾婆訶理、竊伺己王入廁」というように「王」を専用し、ここだけに「君」をつかう点である。大楯連の犯罪と同じように、「己君」を、主君であることを特に明示するためにつかっていることは疑いない。

「殺己君」とは、主君殺しであつて、唐律は、それを「不義」として「十惡」の一つに数える。注に「謂殺本屬府主(以下略)」（巻第一・6「十惡」というのがそれにあたる¹⁰）。この唐律の規定にそくして、右の一節に「是不義」というのであろう。「是不義」というだけで、「殺己君」についての説明の一切をそれにゆだねている。唐律の「不義」にもとづくかぎり、それとみなすことは、重大・凶悪な犯罪というに等しく、それ以上なら説明するまでもなかったからに相違ない。

そうした「是不義」の効果は、『紀』がつたえるほぼ同じ内容の所伝とつきあわせてみると、いっそう著しい。『紀』の所伝は、君臣の墨江中王と曾婆訶理とを、それぞれ仲皇子と刺領巾とし、瑞齒別皇子のそそのかしのつて刺領巾が仲皇子を殺したあと、太子（即位前の履中天皇）の遣わした木菟宿禰が瑞齒別皇子に進言するなかで、主君殺しを責めるといふかたちをとる。木菟宿禰の介在は『記』の所伝になく、それだけ独自ではあるけれども、その進言の内容は、水齒別命

の独白に通じる。次にその部分を抜き出して示す。

刺領巾為人殺己君。其為我雖有三大功、於己君無慈之甚矣。豈得生乎。(履中天皇即位前紀)

傍線部が、『記』の前掲の一節の同じ傍線部に対応する。厳密にいえば、それに対応するのは「是不義」だけでしかない。その表現の効果は一見して明らかであるが、そのもつ意義はそれだけにとどまらない。

『紀』の所伝にも、「其為我雖有三大功」という、『記』の所伝と全く同じ一節がある。これと、やはり全く同じ表現の「殺己君」との相関こそ所伝の根幹にほかならないが、『紀』の所伝で、右の一節のように「於己君無慈之甚矣」といっても、それだけでは、反逆の凶徒を殺した「大功」だけに、「豈得生乎」を、その対価とすることが果してどれほど説得力をもちえたのか。「大功」に免じて「殺己君」の罪を不問に付しても、不自然ではない。その上に、褒賞を与えることも考えられないではない。

一方、「是不義」が唐律にもとづくとして、その前には、たとえばどのような内容の「大功」であっても、なんら意味をもちえない。そのことに先だって、順序として、まずは唐律にそくして「有三大功」をみるに、曾婆訶理(刺領巾)のそれは、唐律の「八議」のなかの「議功」に相当する。注に「謂有三大功勲」(巻第一・七「八議」とあり、表現のかたちも通じるが、疏議にそれについて次のように説く。

謂能斬將奪旗、摧鋒万里、或率衆帰化、寧濟一時、匡救

艱難、銘功太常二者。

墨江中王の謀反は、天皇の殺害をめざし、宮殿に放火する一方、要衝には「持兵人等、多塞茲山」というように武装兵士を配して、天皇みずから命からがら難をのがれるといった危機をもたらす。その謀反人を殺すことは、右にいう「斬將」や「寧濟一時、匡救艱難」に確實にあてはまる。この「議功」を含む「八議」の者を、国家は手厚い保護の下においている。唐律では、法律上の特典として、たとえば死罪でも皇帝の最終判断に委ね、流罪以下は一等を減じると定めている(巻第二・8「諸八議者(議章)」)。ただし、これには「其犯十惡者、不用此律」(同前)という条文が付随する。したがって「不義」を犯せば、それは「十惡」の犯罪であるから、「有三大功勲」の者でも、「議功」にともなう法的特典を全て失うことになる。もちろん、死刑は免れない。

ただに「殺己君」にそくして「是不義」というだけでなく、それをそういう以上、右のように所伝に「其為我雖有三大功」という「有三大功」が唐律の「議功」にあたり、さらには「不義」がその「有三大功」を全く無意味と化すといった唐律の規定上そうなるほかに相関をふまえるとみて、恐らく誤りない。実際には、『紀』の所伝にも同じ一節があるとおり、「其為我雖有三大功」は所伝のものかたち本来のもので、「是不義」を付加しただけであろう。けれども、その付加は、所伝全体の展開にも大きくかわるのではないか。すなわち、唐律の「不義」の冒頭の条文の疏議に、その名義について次のように説く。

此条、元非_レ血属、本止以義相従、背_レ義乖_レ仁、故曰_レ不義。

「不義」を厳しく処罰するのは、それが「背_レ義、乖_レ仁」という儒教の根幹に違背する行為であるからにほかならない。曾婆訶理の「殺_二己君_一」を「是不義」とみなし、したがってその「背_レ義、乖_レ仁」という行為を処罰するのであるから、それをを行う水齒別命にとつて、墨江中王の殺害とひきかえに大臣にすると曾婆訶理にみずから明言した以上、その約束を廃棄することなどできないのが道理である。「是不義」と断じたあと、げんに、その約束について「然_レ不_レ賽_二其功_一、可_レ謂_レ無_レ信。」というように反省にのせる。その挙句、「無_レ信」を回避する一方、処罰もおこなうというのが、水齒別命が最後にくだした結論である。それを「故、雖_レ報_二其功_一、滅_二其正身_一。」とつたえる。

所伝は、さらにこれ以降、右の結論どおり、いわばその実現にむけて展開する。ところが、『紀』には対応する所伝がない。前掲の一節の最後に「豈得_レ生乎」とあり、その直後に「乃_レ殺_二刺領巾_一」とつたえるに過ぎない。『紀』の所伝が欠く部分、すなわち右の結論とその実現をめぐるくだりはもとより、そもそも「無_レ信」を回避することじたい、「是不義」という処断と不可分であるから、それらすべてが「是不義」に端を発するといつても過言ではない。曾婆訶理に主君殺しをもちかけるなかにも、すでに、後にそれを「是不義」と処断することを織りこんでいるはずであつて、「是不義」をめぐつて、所伝は、あたかもそこへ流れこみ、かつまたそこから流れだすかのように展開する。唐律の「不義」にそくして所伝を成りたたせることにともない、そうして変貌をとげたのではないか。

七、二王のあるまじき態度

これまで取りあげた事例は、軽太子の「姦」を入れて三例、どれも犯罪としてのありかたの明らかな例ばかりであつて、唐律の条文とつきあわせることに、ほとんど困難はない。わずかな例ではあるが、所伝を成りたたせる上に唐律を抛りどころとし、それによつて内容を一新していることを、一様に強く示唆する。そこに類型さえ見ることができ。それだけに、当然であるが、犯罪としての顕著なあらわれをみせない例にもそれが通じることを、おのずから推測させる。最後に、そうした例の一つとして、即位前の雄略天皇、すなわち大長谷王をめぐる所伝をとりあげてみる。

大長谷王については、従来、たとえば「何かといえは人を斬り殺すのが、即位前の大長谷王時代の雄略天皇であつたが」（新潮日本古典集成『古事記』250頁頭注三）、あるいは「この雄略天皇についての記の記事は、皇位継承候補を欠々に倒して遂に即位するまでは猛々しいけれども」（日本思想大系『古事記』41頁補注89）といった粗暴な性格を指摘するのが例である。兄の黒日子王・白日子王の殺害などは、確かに一見してその指摘を妥当とおもわせるが、理由もなく殺したわけではない。次に関連する部分を抜きだして示す。

爾大長谷王子、当時童男。即聞_二此事_一以_レ慷慨忿怒、乃_レ到_二其兄_一黒日子王之許_一曰、人取_二天皇_一、為_二那何_一。然、黒日子王不_レ驚而有_二怠緩之心_一。於_レ是、大長谷王置_二其兄_一言、一為_二天皇_一、一為_二兄弟_一。何無_二待心_一、聞_レ殺_二其兄_一、不_レ驚而怠乎。

右の文中のはじめの「此事」とは、目弱王が安康天皇を殺害した事件をさす。大長谷王は、事件を聞くと「慷慨忿怒」し、黒日子王のもとにかけつけて対処をせまる。黒日子王のそれに対する態度を「不驚而有怠緩之心」とつたえる。大長谷王はこの黒日子王をののしつた上に、「即握其衿控出、拔刀打殺。」というように殺す。さらにもう一人の兄の白日子王に対しても、大長谷王は同じように事件への対処をせまるが、黒日子王と同様のその態度をみて、この王を生きたまま埋めて殺す。

殺しかたは確かに残虐ではあるけれども、それは、もっぱら大長谷王の「童男」であることにかかわる。¹⁾事件を聞いたあとの対応にかぎれば、「慷慨忿怒」も、兄たちにすみやかな対処をせまることも、しごく当然というほかない。それだけに、むしろ二人の兄の「不驚而有怠緩之心」という態度の異様さをきわだたせる。両者を対照的に、そこに誇張をまじえてえがいていることは疑いない。

誇張している分、それだけいっそう明らかであろうが、唐律の条文に照らしても、事件の性質上、「不驚而有怠緩之心」という態度は到底許されない。まずは大長谷王がせまった「人取天皇、為那何。」についてみるに、こうした事態への対処をめぐって、唐律に次のように関連する規定がある。

(1) 其寇賊卒来、欲有攻襲、⁽²⁾即城屯反叛、⁽³⁾若賊有内応、急須兵者、得便調発。雖非所属、比部官司、亦得調発給与。(巻第十六・224「擅発兵」)

通常では勝手に兵を差発することを禁止しているが、右の(1)~(3)の事

態が発生したばあい、ただちに対処しなければならず、そのため急遽武力を行使するにあたっては、正式の手続きによらない兵馬の動員を官司に認めている。一方、そうした事態が発生したにもかかわらず、「若不即調発及不即給与者」は、「与擅発罪同」というように逆に罪に問われる。このことは、緊急時の兵馬の動員を、官司のそれには条文に明記しただけで、当然の職務として課していることを意味する。所轄の官司と随近の官司とを問わず、動員が可能であり、またその責務を負う。

安康天皇の殺害は、目弱王の単独犯行であるから、厳密な対応ではないが、右の条文のなかでは、(2)の「反」に通じる。その事態が発生すれば、「急須兵」という対応を要する。これについて、疏議は「応機赴敵、急須兵馬」と敷衍する。すなわち、敵の鎮庄に時を移さず赴くべく、兵馬を緊急に動員しなければならない。それは確かに兵馬をつかさどる官司のつとめに違いないが、「須兵馬」はともかく、王臣である以上、「応機赴敵」という責務を、いわば道義的義務として負うといったかんがえが、かの大長谷王の「人取天皇、為那何」ということばを導きだしたのではないか。それに対する黒日子王の「不驚而有怠緩之心」という態度は、前述のとおり誇張を含むであろうが、「応機赴敵」とはきわだつて対照的である。「応機赴敵」をふまえ、そのあるべき対処とは対照的な、いわばあるまじき態度としてつたえるのが「不驚而有怠緩之心」ではないか。

さて、黒日子王、白日子王には、安康天皇の弟というもう一つの立

場がある。大長谷王は、それを「一為三天皇、一為三兄弟」と指摘した上で、その後者にそくして「何無三恃心、聞レ殺三其兄、不レ驚而怠乎。」と責める。最初に「人取三天皇、為三那何。」という天皇の殺害にそくして迫った対処が、右にのべたとおり王臣という地位・身分にかかわるのに対して、こちらは、肉親、それも弟の立場にある者の対応をいう。弟にとって、兄の殺害にともなつて必然的に生じる問題は、なんといっても復讐である。

儒教は、弟の復讐を道義的義務として課す。たとえば『礼記』（曲礼上）に次のようにそれをつたえる。

父之讎、弗_レ与_レ共戴_レ天。兄弟之讎、不_レ反_レ兵。交遊之讎、不_レ同_レ国。

また『周礼』（地官・調人）にも、これに通じる次の一節がある。

凡和難、父之讎、辟_三諸海外、兄弟之讎、辟_三諸千里之外、従父兄弟之讎、不_レ同_レ国。

唐律は、しかし肉親を殺された者に対しても復讐を認めない。これについて「唐律には復讐に関して定めた条項は載らないから、復讐も一般の殺人罪と同じように扱われたものと見られる。」（『訳注日本律令』七・〔賦一三〕「解説」115頁）という指摘がある。けれども、右の儒教のかんがえと唐律が無縁であるはずは、もとよりありえない。げんに、右の『礼記』の一節を、唐律（卷第十七・200「親属為人殺私和」）の疏議は次のようにふまえる。

祖父母、父母及夫為人所_レ殺、在_レ法不_レ可_レ同_レ天。其有_レ忘_三大痛之心、捨_三枕戈之義、或有_レ窺_三求財利、便即私和者、流二千里。

復讐を道義的義務とみなす儒教のかんがえに立脚して、それを、右のように「私和」の禁止を通して現実を生かしているとみることができると。「私和」とは、祖父母や父母、また夫を殺された者がその殺した者と和解することをいい、唐律では、これを禁止することとあわせて、親属が殺された事実を知って三十日以上それを官司に告発しない罪（「雖不_三私和、知_レ殺_三期以上親、經三十日不_レ告者、各減_三二等。」同前）を定めている。前者の「私和」の禁止は、いわば復讐の放棄を禁じていることにはかならない。そして復讐の実行を国家の手ゆだね、みずからは告発によってその意をとげるといふこと、しかもそのことを義務として課すのが後者の条文である。

官司への速やかな告発の義務を負う者として、唐律では、祖父母や父母、また夫を殺された者をあげるけれども、上掲の経文のとおり「兄弟之讎」を「父之讎」に次ぐものとみなすのが儒教の伝統的なかんがえであつて、兄を殺された者も、父母などを殺された者に準じて、彼らが負う法的義務に通う、いわば道義的義務は免れない。少なくとも、黒日子王の「聞_レ殺_三其兄、不_レ驚而怠。」を容赦することはありえない。否、さきの天皇の殺害に対するばあいと同じように、兄の殺害にさいして、唐律が定めるそれに通じる事態に対するあるべき対処とは対照的な、これまたあるまじき態度として「聞_レ殺_三其兄、不_レ驚而怠。」をつたえているのではないか。

唐律の規定そのままではないだけに、それにそくして所伝が成りたつてくるのか、たぶん疑いが残る。突っぱなしていえば、唐律との直接のかかわりなどなくてもさしつかえないが、ただ、少くとも唐律

の規定に通じること、あるいは基本的なかんがえやその立脚点を共にすること、そのことは疑いを容れない。そしてその点こそ『記』の所伝に独自であって、同じ内容をつたえていながら、『紀』の所伝とはそこに決定的な違いがある。

是日(天皇殺害の当日)、大舍人驟言_三於天皇_二曰、穴穗天皇為_三眉輪王_一見_レ殺。天皇(雄略)大驚、即猜_三兄等_二、被_レ甲帶_レ刀、率_レ兵自將、逼問八鈞白彥皇子。皇子見_三其欲_二害、嘿坐不_レ語。天皇乃拔_レ刀而斬。更逼問坂合黑彥皇子、皇子亦知_レ將_レ害、嘿坐不_レ語。天皇怒怒弥盛。(雄略天皇即位前紀)

『紀』の所伝では、「猜_三兄等_二」という雄略天皇の一方的な猜疑をめぐって展開する。天皇の殺害は、ただちに皇位の継承にかかわる事件だけに、皇位の継承資格をもつ皇子が、同じ資格をもつ他の皇子に猜疑の目を向けたとしても不思議はない。『紀』の所伝にかぎらず、『記』の所伝でも、たとえば、墨江中王に命を狙われた履中天皇が、弟の水齒別王に対して同じような猜疑心をあらわにしたとつたえてもいる。それだけに、事態は同じなのだから、猜疑に全く関心をよせないというむしるそのことこそ特異とみななければならない。

その特異とは、天皇の殺害と兄の殺害とを複合させた事件への対処に『記』の所伝が関心をよせた結果にはかならないが、その関心の真の所在が、黒日子王、白日子王のその事件へのあるまじき態度を強調し、そのことを通して、それと対照的なあるべき対処、すなわち雄略天皇のそれを強く訴えることにあることは言をまたない。従前のいくつかの類例がそうであるように、そしてこの所伝の特異をそれじたいが

示唆してもいるが、所伝は、そのことによって内容を一新させたに相違ない。

八、安万侶のしわざ

「進律疏議表」のなかに次の一節がある。

律增_三甲乙之科_一、以正_三澆俗_二。礼崇_三升降之制_一、以拯_三頽風_二。

律には、『記』はこの捉えかたを引きつぐであらうが、礼とたぐい、軽薄な乱れた風俗を正すという目的や役割がある。軽太子の「姦」をはじめ、大楯連の犯罪、曾婆訶理の主君殺し、天皇殺害に対する黒日子王らのあるまじき対応など、上述のどの例も、権力の奪取とは異質な、いわば道義や倫理の乱れにかかわり、そうして右の「澆俗」に確実にあてはまる。それを正すのが律にはかならない。したがって、穴穗御子以下のだれもが、実際にその律のはたらしきを体現していたことになる。このことは、もとより偶然ではないはずであるから、律の条文とは親疎まぢまぢながら、一様に、右の「進律疏議表」を含む唐律にそくして所伝が成りたつたことを改めて裏づけるであらう。

同じような内容をつたえる所伝でも、その点に『記』と『紀』との決定的な違いがある。『紀』の所伝には、唐律とのかかわりは、一部の例外を除いてほとんどない。道義や倫理の乱れを正すという点にしても、それを正面きつてつたえている所伝は、少なくとも小稿にとりあげた限りでは、全くないといっても過言ではない。歴史を過去の事実としてともかくもそのあるがままにつたえるというかたちをとるのが、すなわち『紀』の所伝である。

この『紀』の所伝との違いに明らかかとおり、『記』の所伝の、道義や倫理の乱れを正すなどの律のはたらきに通じるその内容は、『記』が所伝に託した主張とみることができるといえる。託したとは、所伝の成りたちをそくしていえば、新たに付加したということ、そのわざを行った者は、序文の作者でもある安万侶であろう。安万侶が、序文に、小稿のはじめにのべたとおり「風猷」や「典教」をそのあるべき姿に補正するさまざまな営みがどの時代にもあつて、それを本文がつたえているという、まさにその実際のあらわれを、本文の所伝の、道義や倫理の乱れを正すなどの内容をつたえるなかに確認しよう。言いかたをかえれば、道義や倫理の乱れを正すなどのその所伝の内容にそくして、それはまさしく「風猷」や「典教」にかかわるから、そういうのであらう。序文のことはもつていえば、『記』とは、すなわち「風猷」や「典教」の書にはかならない。

もっとも、『記』といいながら、唐律とのかわりという網を張つたおかげで、下巻の例しかその中には入っていない。巻の違いが所伝の内容に大きくかわるといふ前稿⁽¹⁾の結論に照らして、さしあたって結論を下巻のそれとして限定するのが穩当であるが、さりとて、上巻や中巻に右の結論があてはまらないわけでは恐らくない。それを確かめるのが今後の課題である。小稿の結論のかぎりでは、ささやかにながら、他に裏づけとなる例がないわけではない⁽²⁾。

注

(1) 『史記』『五帝本紀』の冒頭の「黄帝者少典之子」に、「素隱」は「国

語云、少典娶有蟠氏女、生帝黃・炎帝」と注する。一方に、黄帝と炎帝とをこの順序で兄弟とする伝承もあつた。「素隱」じたいこの内容の事実を疑う通り、あくまでも伝承。

(2) 『初学記』(巻第九「総叙帝王」)にも、「歩驟、質文」を標題として「白虎通曰、三皇歩、五帝驟、三王馳、五霸驚。大戴礼曰、質文再而變、正朔三而改。」とある。

(3) 『古事記全註釈』の考証は委細を極めているが、その要点を示せば、『帝紀』については「天皇の騰極から崩御に至る整然たる漢文体の記録であつた(中略)、まさに帝皇日継の語を以て言ひ表はすべき性質のものである。」(187頁)、一方「本辭」については「それは畢竟するに書紀に所謂「上古諸事」に他ならない。」(167頁)とある。一般的に、この所説にはほそ見解が多い。

(4) 拙稿『古事記』の所伝のなりたちと漢籍——仁徳天皇条の所伝をめぐって、その(一)——(『仏教大学研究紀要』第七十二号)。

(5) 拙稿「古事記仁徳天皇条の所伝と律令」(『古事記年報』三十五)のほか、『古事記』の所伝のなりたちと漢籍、その(二)、『仏教大学大学院研究紀要』第十六号)、『古事記』がつたえる蚕のはなし』(『国学院中国学会報』第三十八輯)など。

(6) この「移」は「移郷」に基づくか。『訳註日本律令』(五・唐律疏議訳註篇一・14頁)の「名二四」の「犯流応配」の条の注5に「移郷とは、人を殺して死刑に処せられるべき者が赦に会つて死を免ぜられたときに科される特別処分。すなわちこの者を被害者の家から千里以上離れた地に移し、もつて復讐を予防する。服役をとまなわなない点において流刑と異なる。」とある。

(7) 本文は中華書局刊行の同書による。その「点校説明」に「唐律疏議三十卷、唐長孫無忌等奉勅撰。原名律疏、見於旧唐書経籍志、新唐書芸文志(中略)。後人以其所疏、為唐律、文中又冠以議曰二字、故名之曰唐律疏議、或唐律疏義。」とある。

(8) 従来、この一節を、ほとんどの注釈書が「於唐煇制刺来、即与三

妻^二（日本古典文学大系・新潮日本古典集成・日本思想大系など）と訓む。所伝がどこに關心を寄せているのか、この訓みでは不分明。

- (9) 『訳註日本律令』（注6に同じ。54頁）の、この一節の注に「府とは元來將軍の幕府である。（中略）唐においても、實際政治上の意味は少ないが、一種の処遇として、王公高官のために府を開いて属僚を配した。そのような府における従卒たる意味をもつものが、親事・帳内である。」とある。

- (10) 注(9)参照。従卒たる意味をもつ親事・帳内が、そのみずから仕える府の府主を殺す罪をさす。「不義」の罪はなお他にもある。

- (11) 倭建命は、熊曾建を討伐したおり、自分の名を「名、日本童男也」（景行天皇二十七年十二月条）とつたえる。倭建命が熊曾建兄弟を殺すそのさまも至つて残虐。「童男」をめぐる所伝の類型がそこにかかわる。なお倭建命の討伐を論じた拙稿「言向と倭建命の討伐」（『古事記年報』三（四）参照）

- (12) 近隣の者が強盗あるいは殺人に遭遇した場合の救助を、近くの住人に義務つけていて、唐律に「諸隣里被強盜及殺人、告而不救助者、杖一百、聞而不救助者、減三等」（卷第二十八・45）「隣里被強盜不救助」と規定する。また折傷以上の暴行や盜・強姦のばあいは、「雖傍人皆得捕繫以送官司」（同右・43）「被毆擊姦盜捕法」というように近くに居あわせた一般人が犯人を捕えて官につき出すことができる。緊急時の事件への対処を官司に限定してはいない。

- (13) 拙稿「反乱、そのありかたと時代」（『古事記の文芸性』古事記研究大系8）

- (14) 顯宗天皇条の「天皇深怨殺其父王之大長谷天皇、欲報其靈。故欲毀其大長谷天皇之御陵」という復讐をめぐる所伝の「毀陵」が、唐律の「十惡」の「二曰謀大逆」にあたり、その注の「謂謀毀宗廟・山陵及宮闕」をふまえることを、「古事記」の復讐をめぐる所伝――下巻最後の所伝の成りたちとその意義――（『古事記年報』三十六）で

指摘したが、他に、たとえば雄略天皇条の三重の採の「其採不知落葉浮於盞、猶獻大御酒。」も、これをのちに「其罪」という通り、唐律が皇帝の食事について定めた「若穢惡之物在食飲中、徒二年。」にあたる。この罪には「誤つてなした場合であつて、（故意に犯した場合は謀反罪が適用される。）」（『訳註日本律令』六・唐律疏議訳註篇二・131頁）という特質があるが、これまた、三重の採が「不知」に犯した過失という点に照応する。唐律にそくして所伝は成りたつのではないか。